
規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第18号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年高知県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。)」を「法」という。)を施行するため、法」に「について」を「に関し」に改める。

第2条から第17条までを次のように改める。

(設立の認証の申請手続)

- 第2条 条例第2条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 条例第2条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

(縦覧等の場所)

第3条 条例第3条第2項、第13条第1項及び第28条第1項の規則で定める場所は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課内に設置する。

(申請書等の補正の手続)

- 第4条 条例第4条第2項(条例第8条第2項又は第19条第2項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同 じ。)の補正書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 申請書に2部添付された書類に不備があるときの補正については、条例第4条第2項の規定により前項の補正書に添付しなければならない補正後の当該書類は、2部とする。

(設立の登記の届出手続)

- 第5条 条例第5条の届出書は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 法第13条第2項及び条例第5条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 3 法第13条第2項及び条例第5条の規定により第1項の届出書 に添付しなければならない法第13条第2項の財産目録は、2部 とする。

(役員の変更等の届出手続)

- 第6条 条例第7条第1項の届出書は、別記第4号様式によるものとする。
- 2 法第23条第1項及び条例第7条第1項の規定により前項の届

出書に添付しなければならない法第23条第1項の役員名簿は、 2部とする。

(定款の変更の認証の申請手続)

- 第7条 条例第8条第1項の申請書は、別記第5号様式によるものとする。
- 2 条例第8条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第25条第4項の定款並びに事業計画書及び活動予算書は、それぞれ2部とする。
- 3 条例第8条第1項の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第26条第2項の法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書等は、それぞれ2部とする。
- 4 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請するときにあっては、条例第8条第1項に規定するもののほか、法第52条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出手続)

- 第8条 条例第9条の届出書は、別記第6号様式によるものとする。
- 2 条例第9条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第25条第6項の定款は、2部とする。

(定款の変更の登記の届出手続)

- 第9条 法第25条第7項の規定により提出しなければならない登 記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 2 条例第10条の届出書は、別記第7号様式によるものとする。 (事業報告書等の提出部数等)
- 第10条 条例第12条の規定により提出しなければならない法第28 条第1項に規定する事業報告書等は、2部とする。
- 2 条例第12条の届出書は、別記第8号様式によるものとする。 (事業の成功の不能による解散の認定の申請手続)
- 第11条 条例第14条の申請書は、別記第9号様式によるものとする。

(解散の届出手続)

- 第12条 条例第15条の届出書は、別記第10号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、解散の登記をしたことを証する登記事項 証明書を添付しなければならない。

(清算人の就任の届出手続)

- 第13条 条例第16条の届出書は、別記第11号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請手続)

第14条 条例第17条の申請書は、別記第12号様式によるものとする。

(精算結了の届出手続)

- 第15条 条例第18条の届出書は、別記第13号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記 事項証明書を添付しなければならない。

(合併の認証の申請手続)

- 第16条 条例第19条第1項の申請書は、別記第14号様式によるものとする。
- 2 法第34条第5項において準用する法第10条第1項及び条例第19条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

(合併の登記の届出手続)

- 第17条 条例第21条の届出書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第 21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第 39条第2項において準用する法第13条第2項の登記事項証明書 には、その写しを添付しなければならない。
- 3 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第 21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第 39条第2項において準用する法第13条第2項の財産目録は、2 部とする。

第21条中「第13条の規定により」を「第33条の規定に基づき」 に改め、同条を第29条とする。

第20条中「第13条の規定により」を「第33条の規定に基づき」 に改め、同条を第28条とする。

第19条第1項中「第13条の規定により」を「第33条の規定に基づき」に改め、同項第1号中「その他これに」を「、シー・ディー・ロムその他これらに」に改め、同条第2項第1号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第27条とする。

第18条の見出し中「縦覧等」を「縦覧等の方法」に改め、同条中「第12条」を「第32条」に、「同条」を「法第14条の9第1項」に、「行うときは」を「行う場合は」に、「第9条」を「第3条」に、「閲覧」を「縦覧等」に改め、同条を第26条とする。第17条の次に次の9条を加える。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

(認定等の申請手続)

- 第19条 条例第22条(条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の申請書は、別記第17号様式によるものとする。
- 2 条例第22条の規定により前項の申請書に添付しなければなら

ない法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

3 条例第29条において読み替えて準用する条例第22条の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

(認定の有効期間の更新の申請手続)

- 第20条 条例第23条の申請書は、別記第18号様式によるものとする。
- 2 法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項及び条例第23条の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出手続等)

- 第 21条 条 例 第 24条 第 1 項 に 規 定 す る 場 合 に お け る 第 6 条 及 び 第 8条から第10条までの規定の適用については、第6条中「条例 第 7 条 第 1 項 」 と あ る の は 「 条 例 第 24条 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み替えて適用する条例第7条第1項」と、同条第2項中「法第 23条 第 1 項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替 えて適用する法第23条第1項」と、「2部」とあるのは「1 部」と、第8条中「条例第9条」とあるのは「条例第24条第1 項の規定により読み替えて適用する条例第9条」と、同条第2 項中「法第25条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定に より読み替えて適用する法第25条第6項」と、「2部」とある のは「1部」と、第9条第1項中「法第25条第7項」とあるの は 「 法 第 5 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 法 第 2 5 条 第7項」と、「を添付しなければならない」とあるのは「の添 付を要しないものとする」と、同条第2項中「条例第10条」と あるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する 条 例 第 10条 」 と 、 第 10条 中 「 条 例 第 12条 」 と あ る の は 「 条 例 第 24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第12条」と、 同条第1項中「2部」とあるのは「1部」とする。
- 2 条例第24条第2項の届出書は、別記第19号様式によるものと する。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出手続)

第22条 条例第25条の届出書は、別記第20号様式によるものとする。

(役員報酬規程等の提出部数等)

- 第23条 条例第27条第1項の規定により提出しなければならない 法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類は、2部と する。
- 2 条例第27条第1項の届出書は、別記第21号様式によるものと する。
- 3 条例第27条第2項の規定により提出しなければならない条例

第26条第3項又は第4項の書類は、2部とする。

4 条例第27条第2項の助成金の支給を行ったときの届出書は別記第22号様式に、海外への送金又は金銭の持出を行うとき(同条第3項の規定により事後に届け出るときを含む。)の届出書は別記第23号様式によるものとする。

(仮認定特定非営利活動法人についての認定特定非営利活動法 人に関する規定の準用)

第 24条 条例 第 30条 に 規 定 す る 場 合 に お け る 第 3 条 及 び 第 21条 か ら前条までの規定の適用については、第3条中「、第13条第1 項及び第28条第1項」とあるのは「及び第13条第1項並びに条 例 第 30条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 条 例 第 28条 第 1 項 」 と、第21条第1項中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第 30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第1項」と、 「法 第 52条 第 1 項 」とあるのは「法 第 62条において準用する法 第52条第1項|と、同条第2項中「条例第24条第2項」とある のは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条 第2項」と、第22条中「条例第25条」とあるのは「条例第30条 の規定により読み替えて適用する条例第25条」と、前条第1項 中「条例第27条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により 読 み 替 え て 適 用 す る 条 例 第 27条 第 1 項 」 と 、 「 法 第 54条 第 2 項 第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用す る 法 第 5 4 条 第 2 項 第 2 号 か ら 第 4 号 ま で 」 と 、 「 2 部 」 と あ る のは「1部」と、同条第2項中「条例第27条第1項」とあるの は 「 条 例 第 30 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 条 例 第 27条 第 1項」と、同条第3項中「条例第27条第2項」とあるのは「条 例 第 30条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 条 例 第 27条 第 2 項 」 と、「条例第26条第3項又は第4項」とあるのは「条例第30条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 条 例 第 26条 第 3 項 又 は 第 4 項」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第4項中「条例 第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替え て適用する条例第27条第2項」とする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請手続)

- **第25条** 条例第31条第1項の申請書は、別記第24号様式によるものとする。
- 2 法第63条第1項の認定について同条第5項において準用する 法第44条第2項の規定により前項の申請書に添付しなければな らない法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号 及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。
- 3 法第63条第2項の認定について同条第5項において準用する 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定により 第1項の申請書に添付しなければならない法第63条第5項にお いて準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項 第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。 別記様式を次のように改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則

◎ 高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則